平成２２年（フ）第１７０号
福井県勝山市昭和町３丁目２番38号
債務者　北陸道路カッターこと　福嶋　輝男
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４３４号
福井市新田塚２丁目100番24号
債務者　山形　健一
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４４８号
福井県鯖江市小黒町２丁目11番20号　ＫＩハイツ301
債務者　寶來　正秋
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３３７号
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏4947番地６
債務者　山崎　峰丈
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３７８号
長野市三輪５丁目８番0615号
債務者　小林　靖次
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１８２号
長野県上田市上田原1174番地２　原住宅Ｂ―４号
債務者　石井　良雄
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第２３１号
長野県千曲市大字屋代433番地５　市住屋代南団地42―35
債務者　金澤　義弘
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第５２２号
兵庫県宝塚市美座２丁目19番10―401号
債務者　廣田　里香
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第５２６号
兵庫県伊丹市中野西４丁目30番地　岡村マンション203号、前住所兵庫県伊丹市西野３丁目222番地　ウエストフィールド502号
債務者　菅元　佳美（旧姓長山）
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１２５号
兵庫県豊岡市中陰285番地の１
債務者　我謝ヨリ子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第５５５号
奈良県生駒市小明町495番地８
債務者　鎌田　和美（旧姓津々良）
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２３５号
松江市上乃木２丁目13番14―106号　雇用促進住宅、前住所松江市学園１丁目５番14―302号　ＣＣＳビル
債務者　藤原　直道
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８７５号
熊本市城南町東阿高1492―20原田一恵方、住民票上の住所熊本県宇城市三角町郡浦415番地
債務者　三嶋　正司
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第９１９号
熊本市大江６丁目18―12　パーソナル大江102号、住民票上の住所熊本市花園３丁目８番35号
債務者　川本　　勝
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第９４３号
熊本市迎町２丁目４番４号　共栄ビル707
債務者　坂本　　栞
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１００９号
熊本市出水６丁目39番４号　メゾン出水203号室、住民票上の住所熊本市出水５丁目７番74号
債務者　林　佐奈江
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１０１１号
熊本市清水新地５丁目９番２―414号
債務者　白石　礼子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部